



目区国第9921号
令和7年3月5日

目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 鈴木 勝様

目黒区長
青木英二

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について（諮問）

目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について、目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（昭和34年12月目黒区規則第16号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

（1）改正趣旨

保険料率、賦課限度額及び保険料を減額する基準額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

（2）改正内容

別紙「目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例案の概要」のとおりです。

以上

別紙「目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要」につきましては、「目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料」の資料1と同内容のものとなりますので、この写しへの添付は省略させていただいております。